

③ 労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務等委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託できる事業主は

常時使用する労働者が、下の表に該当する事業主となります。

金融、保険、不動産、小売業	50人以下	) の事業主
卸売、サービス業	100人以下	
その他の事業	300人以下	

委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

事務処理委託のメリット

- 1 労働保険料等の申告・納付等の事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 2 通常では労働保険に加入することができない中小事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- 3 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割して納付できます。（事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。）
- 4 (一社)全国労働保険事務組合連合会の行う労保連労働災害保険（政府労災保険の上乗せ補償）などの事業に参加することができます。

厚生労働省の労働保険パンフレット

厚生労働省ホームページのパンフレット(PDF)にリンクしています。

労働保険の成立手続は
お済みですか



【英語版】

Introduction to procedures
for enrolling in Labor Insurance



【中国語版】

您已经办理好劳动保险的
相关手续了吗

